

# 「株式会社DMM.com をかたる事業者」に注意！

## 事 例

「最終通告です。有料動画閲覧履歴があり、登録解除の連絡を本日頂けない場合、身辺調査及び強制執行の法的措置に移ります」というSMS（ショートメッセージサービス）が携帯電話に届いた。覚えはなかったが、身辺調査などと書いてあったため相手に電話した。

「動画サイトの年会費12万円が未納になっている。訴訟前に支払わなければブラックリストに載る。コンビニで通販サイトのギフトカードを買って」と言われた。

支払わなければならないのか。



## アドバイス

- 実在する事業者をかたった詐欺です。
- 身に覚えのない請求に応じてはいけません。  
連絡をとってもいけません。
- ギフトカードやプリペイドカードを買って番号を教えて・・・  
という手口は詐欺です。
- 不安であれば、相手に連絡せずに  
消費生活センターにご連絡を！